

県保健福祉部における発達障害児者への支援体制整備について

1 概要

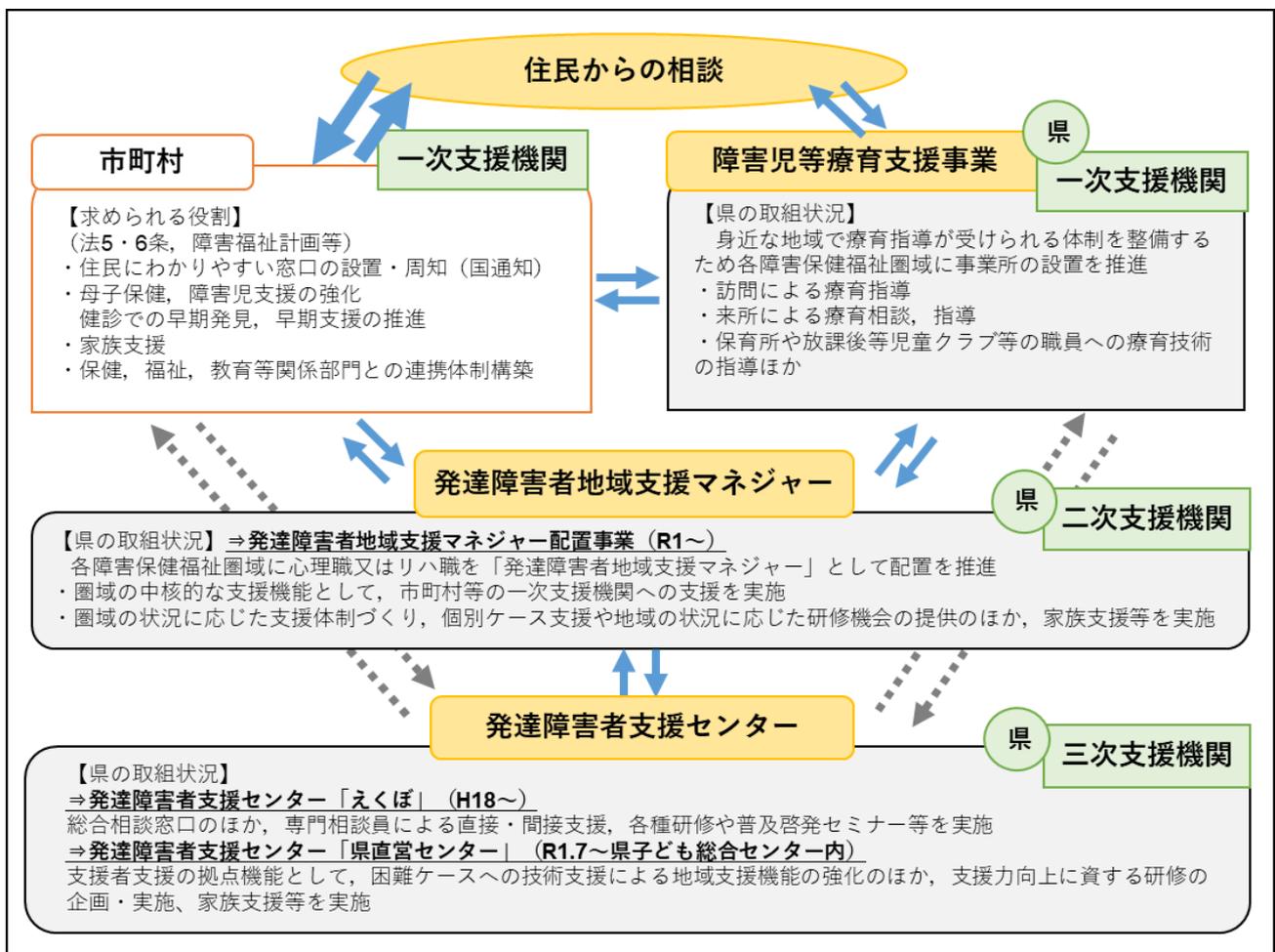
県保健福祉部では、発達障害への社会的認知の高まりによる支援ニーズの増加、多様化に対応するため、令和元年度からライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制づくりを開始しました。

市町村等を一次支援機関、各圏域で支援の中心となる事業所を二次支援機関、発達障害者支援センターを三次支援機関と位置づけ、各機関に求められる役割を明確化し、相互に連携しながら支援体制の強化を推進していきます。

県民からの相談は、まずは一次支援機関で受け、一次支援機関が対応に迷う場合や、より専門的な支援が必要な場合に二次支援機関が一緒に対応にあたり、更に対応が困難な場合は三次支援機関が一緒に対応することを想定しています。

また、発達障害の診療ができる医療機関に限られ、診療までの待機期間が長期化している現状を改善するため、東北大学病院と連携した取組を進めています。

2 支援体系



3 医療提供体制の整備について

東北大学病院小児科を拠点医療機関と位置づけ、次の取組を実施しています。

- ▶ 発達障害診療医の養成
- ▶ 医療機関同士のネットワーク形成
- ▶ 地域における一定水準の診療・支援確保を目的とする「かかりつけ医研修」の開催

4 教育部門との連携について

福祉と教育の連携を推進するため、令和元年度から発達障害者支援推進会議・広域特別支援連携協議会合同会議を開催しています。